

証券コード 8138
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目9番8号

 **三京化成株式会社**
代表取締役社長 小川和夫

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第98期定時株主総会招集ご通知」及び「第98期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.sankyokasei-corp.co.jp/ir/shareholders_meeting.html

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋 2-31

シティプラザ大阪 4階「海会場」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第98期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金贈呈の件

<株主提案(第3号議案から第5号議案まで)>

第3号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)廃止の件

第5号議案 剰余金の処分の件(現物配当)

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト(<https://www.sankyokasei-corp.co.jp/>)に掲載させていただきますので了承ください。

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2024年6月25日 午後5時30分到着分まで**

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 **2024年6月26日 午前10時**

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示していただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※ 各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

## 議決権行使書における賛否のご記入例

議決権行使書

第1号議案から第2号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第3号議案から第5号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は招集ご通知の33～41頁をご参照ください。

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください。 ▶賛成の場合：「賛」の欄に○印  
▶反対の場合：「否」の欄に○印

### 会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

| 議案   | 第1号/下の候補議案(者を除く) | 第2号議案 |
|------|------------------|-------|
| 会社提案 | ○ 賛              | ○ 賛   |
|      | ○ 否              | ○ 否   |

### 会社提案・当社取締役会の意見に反対される場合

| 議案   | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 |
|------|-------|-------|-------|
| 株主提案 | ○ 賛   | ○ 賛   | ○ 賛   |
|      | ○ 否   | ○ 否   | ○ 否   |

| 議案   | 第1号/下の候補議案(者を除く) | 第2号議案 |
|------|------------------|-------|
| 会社提案 | ○ 賛              | ○ 賛   |
|      | ○ 否              | ○ 否   |

| 議案   | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 |
|------|-------|-------|-------|
| 株主提案 | ○ 賛   | ○ 賛   | ○ 賛   |
|      | ○ 否   | ○ 否   | ○ 否   |

# 事業報告

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍による活動規制からの本格的な緩和により緩やかな回復基調ながら、資源、原材料価格高の長期化ならびに物価高などの下押し圧力があり弱含みで推移しました。

このような状況の下、当社グループにおいては、原材料の高騰による価格改定は徐々に一段落してきた一方で、大幅な円安傾向により輸入品の一部が価格競争に見舞われる中で、国内外の新たな機能性商材の取引拡大に引き続き注力いたしました。

これらの結果、売上高は262億2千7百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益は3億8千2百万円（前年同期比12.3%増）、経常利益は5億2百万円（前年同期比6.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億4千6百万円（前年同期比14.1%増）、対前年同期比で減収ながら増益となりました。主な増益要因としては、原材料価格の上昇に対し価格改定が遅れていた一部商品の是正が図れたこと、ならびに建築材事業セグメントにおいて、業務効率改善が進展したことが寄与しました。

なお、当社の連結子会社であったSY RUBBER (THAILAND) CO., LTD. は、2024年3月25日付書面にて開示いたしましたとおり、当社が保有していた同社の全株式を譲渡したこととともない、当社の連結子会社から除外されることとなりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### [科学事業]

##### <土木・建材資材関連分野>

土木関連分野では、道路舗装用改質剤は増加しましたが、環境負荷軽減セメント用ならびにコンクリート二次製品用の添加剤が減少し大幅減収となりました。

建材資材関連分野では、建材ボード用薬剤が伸長しましたが、発泡断熱システム用輸入難燃剤等が低迷し減収となりました。

##### <情報・輸送機器関連分野>

情報関連分野では、ディスプレイ関連材料や特殊インキ関連材料の伸長がありましたが、自動車部品関連材料ならびに電池関連材料が減少し減収となりました。

輸送機器関連分野では、自動車部品用成形材料が回復せず減収となりました。

#### <日用品関連分野>

日用品関連分野では、清掃用品材料ならびにレンズ用材料の伸長により増収となりました。

フィルム関連分野では、生鮮野菜、チルド食品及び冷凍食品用包装フィルムの販売が堅調に推移し前年並みとなりました。

#### <化学工業関連分野>

繊維関連分野では、工業繊維用薬剤の減少により減収となりました。

化学工業関連分野では、輸入基礎化学品及び機能フィルム用原料が減少し減収となりました。

これらの結果、科学事業セグメントの売上高は209億5千9百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益は4億2千万円（前年同期比6.7%減）となりました。

#### 〔建装材事業〕

住宅用関連部材の造作、建具、キッチン関連製品の堅調に推移し、またオフィス関連商材の持ち直し、新規採用された成形用樹脂が伸長したこと等により増収となりました。

これらの結果、建装材事業セグメントの売上高は52億6千7百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は1億8千1百万円（前年同期比82.0%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7千8百万円であり、その主なものは、機械及び装置であります。

## (3) 対処すべき課題

わが国経済は、大幅な円安を背景としたインバウンド需要の拡大や輸出の増加に加えて、実質賃金が上昇に転じる見込みであること等から、個人消費を中心とした緩やかな持ち直し基調となることが予想されるものの、他方で海外要因には、ウクライナや中東をはじめとする国際情勢の緊迫、資源ならびに材料価格の高止まりの長期化等、強い下押し要因があることから、総じて厳しい事業環境となることが見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは国内外における環境の変化に迅速に対応し、機能性商材を中心とした新規開発の加速と継続的な業務改善活動の推進により事業の拡大と収益力の強化に注力してまいります。

また、海外事業では、アジアにおける営業5拠点（香港、上海、タイ、シンガポール、ベトナム）との連携による輸出入及び海外進出企業との取引拡大を推進します。

業務改善活動では、IS09001・14001及び事業継続マネジメントシステム(BCMS)による体質強化活動を引き続き進化させるとともに、ICTの更なる活用等を通じて効率的な働き方を推進し、事業の持続性の向上を図ってまいります。

今後の更なる飛躍を目指し、グループ一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                       | 第95期<br>2021年3月期 | 第96期<br>2022年3月期 | 第97期<br>2023年3月期 | 第98期<br>2024年3月期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 21,613           | 24,239           | 26,738           | 26,227                        |
| 経常利益(百万円)                | 183              | 319              | 471              | 502                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 76               | 62               | 303              | 346                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 57.23            | 46.85            | 227.63           | 259.88                        |
| 総資産(百万円)                 | 15,469           | 15,672           | 16,404           | 17,865                        |
| 純資産(百万円)                 | 9,503            | 9,010            | 9,315            | 10,159                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (5) 重要な子会社の状況(2024年3月31日現在)

| 会社名                               | 所在地    | 資本金              | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容          |
|-----------------------------------|--------|------------------|--------------|------------------|
| 大同工業株式会社                          | 三重県    | 千円<br>10,000     | 100.0%       | 住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷 |
| キョーワ株式会社                          | 島根県    | 千円<br>33,150     | 100.0%       | 各種木工製品の製造販売      |
| 産京貿易(上海)有限公司                      | 中国     | 千円<br>170,000    | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.  | シンガポール | 千シンガポールドル<br>350 | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. | タイ     | 千タイバーツ<br>20,000 | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD.    | ベトナム   | 百万ドン<br>16,352   | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であったSY RUBBER (THAILAND) CO., LTD. は、2024年3月25日に当社が所有する全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業区分  | 主要な事業内容                                                |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 科学事業  | 土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野における原料・資材となる商品の販売 |
| 建装材事業 | 住宅用部材の販売及び各種木工製品の製造販売                                  |

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

| 名称      | 所在地 | 名称    | 所在地 |
|---------|-----|-------|-----|
| 本社・大阪支社 | 大阪府 | 名古屋支店 | 愛知県 |
| 東京支社    | 東京都 | 山陽営業所 | 岡山県 |
| 浜松支店    | 静岡県 | 九州営業所 | 福岡県 |

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 135名 | 34名減        |

- (注)1. 上記従業員数には、使用人兼務取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数減少の主な理由は、前連結会計年度末において連結子会社であったSY RUBBER (THAILAND) CO., LTD. を連結子会社から除外したことによるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,185,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,560,000株（自己株式226,185株を含む。）
- (3) 株主数 1,528名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                | 持株数   | 持株比率   |
|------------------------------------|-------|--------|
| BLACK CLOVER LIMITED               | 311千株 | 23.38% |
| 有限会社新光企画                           | 142   | 10.69  |
| GLOBAL ESG STRATEGY                | 80    | 6.02   |
| 株式会社みずほ銀行                          | 63    | 4.72   |
| 花王株式会社                             | 35    | 2.63   |
| 三京化成従業員持株会                         | 33    | 2.49   |
| 小川和夫                               | 31    | 2.36   |
| ナカバヤシ株式会社                          | 27    | 2.03   |
| 小川和浩                               | 25    | 1.90   |
| BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC | 25    | 1.87   |

(注)当社は自己株式226,185株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

| 地位               | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                             |
|------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 小川和夫 | 営業本部長<br>大同工業株式会社代表取締役社長<br>SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.<br>取締役社長<br>SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD.<br>取締役社長<br>SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD. 会長 |
| 常務取締役            | 大林和幸 | 建装材事業部長<br>産京貿易（上海）有限公司董事長                                                                                                                               |
| 取締役              | 大槻一博 | 管理部長                                                                                                                                                     |
| 取締役              | 吉田充  | 大阪支社長兼S B事業部長                                                                                                                                            |
| 取締役              | 小林達司 | 東京支社長                                                                                                                                                    |
| 取締役              | 小川和浩 | 経営企画部長                                                                                                                                                   |
| 取締役<br>（常勤監査等委員） | 尾崎寛三 |                                                                                                                                                          |
| 取締役<br>（監査等委員）   | 中田英里 | 公認会計士<br>中田英里公認会計士事務所 代表<br>サカタインクス株式会社 社外監査役                                                                                                            |
| 取締役<br>（監査等委員）   | 山本寛  | 弁護士<br>ウィル合同法律事務所 代表弁護士                                                                                                                                  |
| 取締役<br>（監査等委員）   | 福塚圭恵 | 弁護士<br>共栄法律事務所 パートナー                                                                                                                                     |

- (注)1. 取締役（監査等委員）中田英里、山本寛、福塚圭恵の各氏は、社外取締役でありま  
す。
2. 山本寛及び福塚圭恵の両氏は、2023年6月28日開催の第97期定時株主総会において  
新たに選任され、就任いたしました。
3. 北嶋紀子及び岡健治の両氏は、2023年6月28日開催の第97期定時株主総会終結の時  
をもって退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）中田英里氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し  
ております。
5. 取締役（監査等委員）中田英里、山本寛、福塚圭恵の各氏は、東京証券取引所の定  
めにに基づき届け出ている独立役員であります。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、尾崎寛三氏  
を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する  
契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額  
としております。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、小川和夫氏、大林和幸氏、大槻一博氏、吉田充氏、小林達司氏、小川和浩氏、尾崎寛三氏、中田英里氏、山本寛氏、福塚圭恵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (5) 取締役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議しております。当該方針の内容は以下のとおりであります。

#### a. 基本方針

取締役の報酬はすべて金銭報酬とし、月額報酬、賞与及び退職慰労金で構成する。月額報酬は、当社の持続的な成長を図るなかで、役位や職責、同業他社水準等を考慮して決定する。賞与は、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。退任する取締役には、当社所定の基準に従い、退職慰労金を支給する。なお、監査等委員である取締役は、独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから、賞与及び退職慰労金の支給はない。

#### b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、役位、職責、職務遂行度及び同業他社水準を考慮したうえで、原則として年1回見直し決定する。賞与は、毎年1回一定の時期に業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。退職慰労金は、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職時に支給する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬及び賞与は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬を管掌取締役が算定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議する。退職慰労金は、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で支給することを株主総会で決議する。また、監査等委員である取締役の各報酬額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

上記c. の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年6月26日であり、決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億4,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額を年額2,880万円以内とするものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

③取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|--------|-----------------------|
|                         |                   | 基本報酬              | 退職慰労金  |                       |
| 取締役(監査等委員<br>を除く。)      | 101,901           | 80,916            | 20,985 | 6                     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 17,783<br>(6,412) | 17,783<br>(6,412) | —      | 6<br>(5)              |

- (注)1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 基本報酬には、取締役6名に対する当事業年度に係る役員賞与17,940千円が含まれております。  
 3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
 4. 取締役(監査等委員)の支給人員には、2023年6月28日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名を含んでおります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役中田英里氏の兼職先である中田英里公認会計士事務所及びサカタインクス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役山本寛氏の兼職先であるウィル合同法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役福塚圭恵氏の兼職先である共栄法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                     |
|----------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 中田英里 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 山本 寛 | 就任後に開催された取締役会13回全てに出席し、また、就任後開催の監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。       |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福塚圭恵 | 就任後に開催された取締役会13回全てに出席し、また、就任後開催の監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。       |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 16,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、前事業年度の会計監査人監査の遂行状況、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持・向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針として、株主の皆様への利益還元を行ってまいりる所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、1株当たり90円（うち中間配当金45円）としております。

内部留保資金については、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化に使用してまいりる所存であります。

~~~~~  
(備考) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また千株単位で表示した株式数は千株未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,662,867	流 動 負 債	6,642,408
現金及び預金	2,455,654	買掛金	4,611,102
受取手形	329,920	電子記録債務	1,605,942
売掛金	5,319,380	1年内返済予定の長期借入金	10,455
電子記録債権	2,447,289	未払法人税等	24,762
商品及び製品	906,509	賞与引当金	73,373
仕掛品	23,751	役員賞与引当金	17,940
原材料及び貯蔵品	63,243	その他	298,833
その他	117,118	固 定 負 債	1,063,828
固 定 資 産	6,202,409	リース債務	304
有 形 固 定 資 産	1,634,337	役員退職慰労引当金	332,742
建物及び構築物	732,345	退職給付に係る負債	41,493
機械装置及び運搬具	109,751	繰延税金負債	572,039
土地	764,612	再評価に係る繰延税金負債	97,857
リース資産	2,367	その他	19,392
その他	25,260	負 債 合 計	7,706,236
無 形 固 定 資 産	113,120	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	104,936	株 主 資 本	8,429,933
リース資産	371	資本金	1,716,600
その他	7,812	資本剰余金	1,456,843
投資その他の資産	4,454,951	利益剰余金	5,717,434
投資有価証券	4,233,287	自己株式	△460,943
関係会社株式	88,223	その他の包括利益累計額	1,729,106
繰延税金資産	8,803	その他有価証券評価差額金	1,562,621
その他	125,111	土地再評価差額金	35,521
貸倒引当金	△475	為替換算調整勘定	130,962
資 産 合 計	17,865,276	純 資 産 合 計	10,159,040
		負債及び純資産合計	17,865,276

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,227,227
売上原価		23,770,675
売上総利益		2,456,552
販売費及び一般管理費		2,074,523
営業利益		382,028
営業外収益		
受取利息・配当金	107,147	
仕入割引	2,183	
雑収入	38,270	147,602
営業外費用		
支払利息	7,352	
持分法による投資損失	757	
雑損失	18,904	27,014
経常利益		502,616
特別利益		
固定資産売却益	1,269	
投資有価証券売却益	29,486	30,756
特別損失		
投資有価証券評価損	212	
関係会社整理損	124,031	124,243
税金等調整前当期純利益		409,130
法人税、住民税及び事業税	54,289	
法人税等調整額	13,797	68,086
当期純利益		341,043
非支配株主に帰属する当期純損失		5,621
親会社株主に帰属する当期純利益		346,665

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,976,959	流動負債	6,557,935
現金及び預金	2,012,739	電子記録債務	1,605,942
受取手形	329,920	買掛金	4,527,221
電子記録債権	2,447,289	未払法人税等	11,578
売掛金	5,129,276	賞与引当金	71,412
商品	805,596	役員賞与引当金	17,940
前払金	35,101	リース債務	1,104
関係会社短期貸付金	142,752	その他の他	322,736
その他の他	74,284	固定負債	994,755
		長期預り保証金	2,092
		退職給付引当金	35,008
		役員退職慰労引当金	332,742
		繰延税金負債	527,055
		再評価に係る繰延税金負債	97,857
固定資産	6,440,112	負債合計	7,552,690
有形固定資産	1,315,256	(純資産の部)	
建物	720,813	株主資本	8,266,605
構築物	8,951	資本金	1,716,600
機械及び装置	93,164	資本剰余金	1,456,843
工具、器具及び備品	21,476	資本準備金	1,433,596
土地	470,612	その他資本剰余金	23,247
リース資産	237	利益剰余金	5,554,105
無形固定資産	112,451	利益準備金	298,619
ソフトウェア	104,496	その他利益剰余金	5,255,485
その他の他	7,954	別途積立金	4,705,500
投資その他の資産	5,012,403	繰越利益剰余金	549,985
投資有価証券	4,230,631	自己株式	△460,943
関係会社株式	383,692	評価・換算差額等	1,597,775
関係会社長期貸付金	905,060	その他有価証券評価差額金	1,562,254
その他の他	120,621	土地再評価差額金	35,521
貸倒引当金	△627,601	純資産合計	9,864,381
資産合計	17,417,071	負債及び純資産合計	17,417,071

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		24,302,449
売上原価		22,152,371
売上総利益		2,150,078
販売費及び一般管理費		1,786,291
営業利益		363,787
営業外収益		
受取利息・配当金	120,458	
仕入割引	2,183	
雑収入	68,355	190,998
営業外費用		
支払利息	1,028	
雑損失	33,337	34,366
経常利益		520,419
特別利益		
投資有価証券売却益	29,486	29,486
特別損失		
投資有価証券評価損	212	
関係会社整理損	181,347	181,559
税引前当期純利益		368,347
法人税、住民税及び事業税	40,895	
法人税等調整額	6,267	47,162
当期純利益		321,184

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

三京化成株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤元洋
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷明宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三京化成株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

三京化成株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤元洋
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷明宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三京化成株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

三京化成株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 尾崎 寛三 ㊟

監査等委員 中田 英里 ㊟

監査等委員 山本 寛 ㊟

監査等委員 福塚 圭恵 ㊟

(注) 監査等委員中田英里、山本寛及び福塚圭恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況(第98期)
1	お 小 川 和 夫 お 小 川 和 夫	代表取締役社長 営業本部長	再任	15回/16回
2	おお 大 林 和 幸 おお 大 林 和 幸	常務取締役建装材事業部長	再任	16回/16回
3	よし 吉 田 充 よし 吉 田 充	取締役大阪支社長兼S B事業部長	再任	15回/16回
4	こ 小 林 達 司 こ 小 林 達 司	取締役東京支社長	再任	15回/16回
5	お 小 川 和 浩 お 小 川 和 浩	取締役経営企画部長	再任	16回/16回
6	あお 青 戸 淳 あお 青 戸 淳	—	新任	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	お ^{がわ} ^{かず} ^お 小 川 和 夫 (1954年1月2日生) 再任	1981年4月 当社入社 1986年3月 取締役 1988年6月 常務取締役 1991年6月 取締役副社長 1992年6月 代表取締役社長(現任) 1995年5月 営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 大同工業株式会社 代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD. 会長	31,432株
	(候補者とした理由) 中国及び東南アジア(香港・シンガポール・タイ・ベトナム)に営業5拠点を設立し、営業基盤の拡大・整備を図る一方、新規事業(製造事業を含む)開発にも取り組み、事業領域の拡大を推進するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。		
2	おお ^{ぼやし} ^{かず} ^{ゆき} 大 林 和 幸 (1958年1月20日生) 再任	1980年4月 当社入社 2009年4月 建装材事業部営業次長 2011年2月 建装材事業部長 2012年6月 取締役建装材事業部長 2016年4月 取締役兼キョーワ株式会社代表取締役 2017年10月 取締役大阪支社長 2020年6月 常務取締役建装材事業部長(現任) (重要な兼職の状況) 産京貿易(上海)有限公司 董事長	3,300株
	(候補者とした理由) 豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在経営全般において社長を補佐し、建装材事業及び海外事業の統括責任者として経営に携わっております。これまでの実績から、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	よしだ みつる 吉田 充 (1961年1月6日生) 再任	1983年4月 当社入社 2010年10月 東京支社営業次長兼営業第二課長 2013年1月 大阪支社営業次長 2015年1月 東京支社営業次長 2017年10月 東京支社長 2018年6月 取締役東京支社長兼S B事業部長 2023年11月 取締役大阪支社長兼S B事業部長(現任)	900株
	(候補者とした理由) 豊富な営業業務経験から当事業の各分野に精通しており、現在、大阪支社及びSB事業部における統括責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		
4	こばやし たつ し 小林 達司 (1970年9月21日生) 再任	1994年4月 当社入社 2014年4月 山陽営業所所長 2019年4月 名古屋支店支店長 2020年6月 取締役大阪支社長 2023年11月 取締役東京支社長(現任)	1,700株
	(候補者とした理由) 豊富な営業業務経験から当事業の各分野に精通しており、現在、東京支社における統括責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		
5	おがわ かず ひろ 小川 和浩 (1991年10月20日生) 再任	2016年4月 株式会社経営共創基盤入社 2019年10月 同社マネージャー 2022年6月 当社取締役 2023年7月 取締役経営企画部長(現任)	25,321株
	(候補者とした理由) 前職のコンサルタント業務を通じて得た新規事業開発及び経営支援等における多種多様な経験を生かし、経営企画部長としての職務を遂行するとともに、取締役会に新たな視点を提供し、議論を充実させる等の活発な取り組みを重ねております。これまでの実績から、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	あおと あつし 青戸 淳 (1962年6月13日生) 新任	1986年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 1990年8月 グンゼ株式会社入社 2009年3月 同社繊維資材事業部管理課長 2018年5月 同社エンブラ事業部管理課長 2021年6月 同社繊維資材事業部管理課長 兼PT.GUNZE INDONESIA代表取締役 2022年11月 PT.GUNZE INDONESIA代表取締役 2024年5月 当社入社	0株
(候補者とした理由) グンゼ株式会社における豊富な業務経験を通じて、管理業務全般に精通しているとともに、海外事業の企画開発や駐在を含む豊富な国際経験を有しております。これまでの実績から、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。			

(注)1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 2.当社は、小川和夫氏、大林和幸氏、吉田充氏、小林達司氏及び小川和浩氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏が原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、青戸淳氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役スキル・マトリックス

候補者 番号	氏名	企業 経営	営業・マーケティング		経営 企画	国際性 (グローバル)	財務/ 会計	法務/ リスク管理	ICT
			科学	建装材					
1	小川 和夫	●	●	●	●	●			
2	大林 和幸	●	●	●		●			●
3	吉田 充	●	●						
4	小林 達司	●	●						●
5	小川 和浩				●		●	●	●
6	青戸 淳	●			●	●	●		

—	尾崎 寛三※		●	●		●			
—	中田 英里※						●	●	
—	山本 寛※					●		●	
—	福塚 圭恵※							●	

※監査等委員である取締役であり、本総会における取締役選任議案の候補者ではございません。

第2号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)を退任されます大槻一博氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法は、取締役会に一任いただきたく存じます。なお、退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金は、事業報告に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おお つき かず ひろ 大 槻 一 博	2018年6月 取締役(現任)

＜株主提案（第3号議案から第5号議案まで）＞

第3号議案から第5号議案は、株主様1名（以下、「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

なお、提案株主から通知された提案の内容及び理由については、議案毎に整理し、そのまま記載しております。

第3号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

【議案の要領】

現行の定款に以下の条文を追加する。

第8章 開示

（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示）

第40条 東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取組を検討し、当該要請に基づく現状評価、方針・目標、取組・実施時期をコーポレート・ガバナンス報告書及び当会社のウェブサイトに開示する。

【提案の理由】

当社は、資本コストを意識しない経営の結果として、資本効率が低いという経営上の本質的な問題を抱えており、ROEの過去5年平均は1.7%、2023年3月期は1.5%と極めて低い水準であり、当社の株主資本コストを下回っている状況であることは明らかです。また、大手議決権行使助言会社のみならず、主要な日系運用会社や機関投資家もROE5%以上を達成できなければ、取締役の選任に対し反対票を投じることを基準としておりますが、当社のROEは長年にわたってその基準以下の水準に留まっております。

そのため、請求人は、これまでに幾度となく当社取締役との協議や書簡でのやりとりを通じて、かかる経営課題の解決に向けた資本政策の改善の提案等を2年以上にわたって行っておりますが、当社の経営陣は「企業利益を伸長させる」ことでROEを高めると回答するに終止し、資本効率の向上にかかる具体的な方策や計画の策定は一切行われず、依然としてROEは極めて低い水準で推移しております。

このような状況であるにもかかわらず、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」のみならず、中期経営計画も策定・公表していません。東京証券取引所が策定しているコーポレート・ガバナンスコードにおいては、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、経営戦略や経営計画を策定・開示すべきであるとされております。この点につき、ROEなど資本効率の指標をKPIに含めた上での経営計画の策定・公表について、現取締役陣に再三にわたり要請致しましたが、「当社単独での市場形成が難しいなどの業態特性から」という理解不能な理由をもって、株主に向けた経営計画の策定・公表はいまだに行われておりません。また、コーポレート・ガバナンス報告書では2016年6月に開示されて以降、「今後可能な範囲で中期経営計画の目標を提示し、具体的な施策について株

主の理解を得られるよう努めてまいります。」という同じ文言が記載されたまま、7年間にわたって何も実施されておられません。

このように、当社は低ROEで資本効率が悪いという経営課題があるにもかかわらず、現経営陣は資本コストを意識せず、株主や東京証券取引所の要請が存するにも関わらずこの状況を漫然と放置し、何ら具体的な方策を示そうとしていません。そのため、定款で規定し当社に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の開示を義務付けるものであります。

なお、本議案のような規定を定款で定めると流動的な経営ができなくなるなどと当社が懸念する場合においては、コーポレート・ガバナンス報告書において「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に係る十分な対応、又は検討状況を合理的で明確な期限とともに開示するのであれば、この議案は取り下げる用意があります。

【取締役会の意見】

第3号議案に反対いたします。

ア 中長期的な企業価値向上を重視すべきこと

当社は、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるといふ、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、当社のお取引先の皆様の利益、ひいては株主の皆様全体の利益に繋がるものと考えております。

提案株主は、「資本コストを意識しない経営の結果として、資本効率が低いという経営上の本質的な問題を抱えており、ROEの過去5年平均は1.7%、2023年3月期は1.5%と極めて低い水準」であると述べます。しかし、提案株主の主張は、当社の自己資本を取り崩させたうえで一過的な株主還元を促すことにより、提案株主の短期的な利益獲得を主眼としたものであり、当社の中長期的な企業価値向上とは相容れないものと考えております。また、提案株主が指摘するROEの水準については、当社の利益水準がコロナ禍等の影響を受け、2022年3月期まで低位にあったことによるものであり、2023年3月期以降は小幅ながら増益を重ね、2024年3月期実績ではROEは3.6%まで回復しております。これは、機能性商材の拡大や業務効率の改善等当社の経営努力によるものであり、こうした企業努力を継続し、利益水準を高めることこそが中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。なお、2023年3月期のROEは1.5%ではなく、正しくは3.3%ですので、念のため申し添えます。

イ 中長期的なROEの向上の取組みを目指していること

ところで、当社は、商社取引を中心としており当社単独での市場形成が難しいなどの業態特性から、現時点においては中期経営計画の策定、収益力・資本効率等に関する具体的な数値目標の開示はしておりません。しかし、コーポレートガバナンス・コード原則5-2の主眼は、数値目標の開示にあるのではなく、自社の資本コストを的確に把握してそれを意識した経営を行うことにあり、当社では認識しております。

当社は、現状のROEの低迷を漫然と放置しているものではなく、ROEの向上に向けた取り

組みが当社の重要な経営課題であると認識したうえで、中長期的にROEを高めるべく、成長投資や企業体質改善を通じて企業利益を伸長させることとしており、これと並行して資本政策の見直し等を検討してまいります。

また、定款の規定で「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示」を義務付けることは、機動的な事業戦略・資本政策を制約することにつながる可能性があるとともに、会社の根本規定である定款にはなじまないものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件

【議案の要領】

2023年6月27日開催の当社第97期定時株主総会において継続が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を廃止する。

【提案の理由】

当社の株価はPBRが0.5倍以下という極めて低い水準で推移しています。これは長期にわたって低いROEを継続していることや、株主還元には消極的であることに由来すると考えられます。本買収防衛策が経営陣の緊張感を欠けさせ、株主価値及び株価を高めるインセンティブが働かなくなっていることがROEの数値が低迷している一因であると考えられます。

また、本買収防衛策が存在しなければ現在の株価よりも高い株価で当社を買収する第三者が出現することによって株主全体の利益創出の機会が生ずる可能性があるにも関わらず、本買収防衛策が存在することによって買収する第三者の出現可能性を著しく低くさせており、これにより株主は不当に機会損失を被っていると考えられます。また、買収に依らずとも一定規模の株式買付を行い、資本収益率を高めるべく経営陣の刷新を図る新たな株主の出現可能性をも抑制させております。したがって、株主全体の利益創出の可能性を妨げる買収防衛策は廃止すべきであります。

買収防衛策は、その存在そのものがコーポレートガバナンス不全の表れとして、多くの投資家から忌諱されています。日本でも多くの企業が買収防衛策を廃止しており、大手機関投資家のガイドラインでは買収防衛策は原則反対すると定めているところも多く、議決権行使助言会社でも原則反対が推奨されております。

そこで、本買収防衛策の継続が諮られた当社第97期定時株主総会の招集通知にあるとおり、本買収防衛策は発効した後でも、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合はその時点で廃止されるものとされていることから、株主全体の利益のためにその廃止を決議するものであります。

【取締役会の意見】

第4号議案に反対いたします。

ア 大規模買付行為の提案に際しての判断枠組みとして重要であること

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益の確保・向上に資するものであれば、当社としてかかる判断を否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないと考えられるものも少なくなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

とりわけ、当社と同程度の時価総額の会社について、中長期の企業価値の向上に資するかどうかを考慮することなく、内部留保を株主還元することのみに着目して大規模買付行為を行おうとする者が存在しており、こうした大規模買付行為が真に当社の企業価値・株主の皆様の共同利益に適うかどうかを判断するための枠組みとして、当社の買収防衛策は重要な手段であると考えております。

イ 濫用目的による買付行為に対してのみ適切な方策を講じるものであること

当社は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を検討することが適切かつ十分に行われることこそが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上に資するものであると考えております。当社取締役会や株主の皆様のかかる検討が適切に行われるためには、検討に必要な情報や時間を確保することが必要であり、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供されるよう、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を設定するに至ったものです。

当社は、以上のような対応方針（買収防衛策）のもと、独立委員会による評価・提言を尊重して、濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることとしている一方、濫用目的による買付行為ではないと判断した場合には、特段の対応をしないこともあり得ます。

提案株主は、当社の買収防衛策の存在が、経営陣の株主価値及び株価を高めるインセンティブの低下や、現在の株価よりも高い株価で当社を買収する第三者の出現可能性低下等につながることを懸念し、株主全体の利益創出の可能性を妨げる買収防衛策は廃止すべきであると主張しております。

しかし、当社の買収防衛策は上記の考えに基づいて導入され、2023年6月28日開催の第97期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。また、上記のとおり、当社の買収防衛策は、当社取締役会の恣意的な判断がなされないよう、その判断の客観性及び合理性を担保するために、予め定められたルールに従って発動の可否が判断されるほか、その発動に際しては独立性のある社外取締役から構成される独立委員会による勧告を経ることとされており、真に株主全体の利益の確保・向上に資する買付提案を妨げるものではありません。

したがって、当社の買収防衛策の存在が、株主の皆様利益創出の可能性を妨げているという提案株主の主張は、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案 剰余金の処分の件（現物配当）

【議案の要領】

（1）配当財産の種類

特定投資株式：花王株式会社及び大和ハウス工業株式会社（以下それぞれ花王及び大和ハウスという）の普通株式

（2）配当財産の割当に関する事項及びその総額

第98期（2024年3月期）の期末剰余金の配当として、当会社の普通株式1株につき、当会社の保有する花王および大和ハウスの普通株式それぞれ、0.17株及び0.13株を分配する。この場合の配当の帳簿価額の総額は、当会社の保有する花王及び大和ハウスの普通株式の1株当りの帳簿価額にそれぞれ0.17及び0.13を乗じ、さらに第98期の期末時点の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

前記のとおり算定された配当の帳簿価額の総額が当会社の分配可能額を超える場合、配当の帳簿価額の総額が分配可能額を超過しないように分配される株式数を減少する。

また、配当として交付される花王及び大和ハウスの普通株式の数に端数が生じる場合、花王及び大和ハウスの普通株式の市場価格として法務省令（会社法施行規則第30条で定める方法により算定される額に当該端数相当の割合を乗じた額に相当する金銭を、各株主に対してそれぞれ支払うものとする。

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

本株主総会の開催日の翌日。なお、本議案とは別の利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

【提案の理由】

当社は、2023年12月末現在貸借対照表計上額として投資有価証券を4,151百万円、当社の有価証券報告書によれば2023年3月末時点で42銘柄の政策保有株式を保有しており、中でも花王の普通株式は231,000株で1,302百万円、大和ハウスの普通株式は182,963株で828百万円、合計2,131百万円（2024年3月末時点の株価をもとに計算）と非常に大きな額を占めております。当社の純資産は9,961百万円であることから、花王と大和ハウスの政策保有株式のみで対純資産比率で21.4%を保有しております。大手議決権行使助言会社のみならず、主要な日系運用会社や機関投資家も純資産の10～20%以上の政策保有株式を保有している場合、取締役の選任に対し反対票を投じる基準を定めていることから、この2社の保有額がいかに大きいかわかります。

それにもかかわらず、当社は政策保有株式に係る方針について「一定の評価基準の下、定期的に定量評価・定性評価を行い、保有意義が希薄になった銘柄については縮減を図ってまいります。」という形式的な回答を繰り返すのみで花王及び大和ハウス株の縮減は行われず、あろうことか大和ハウス株については持株会を通じて買い増しを行っております。

そこで、請求人は、大阪地方裁判所において、取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求を実施しました。その結果、裁判所から政策保有株式について協議された部分について閲覧及び謄写を許可するという決定を得ました。

開示された5年分（2018～2022年）の取締役会議事録では、年に1回、経営会議において個別銘柄の保有意義に関する評価について報告を受け、年によっては、いくつかの銘柄の売却を進めることが記載されていたものの、関連する議事録は数行にとどまり、どのような観点で評価を行ったかは記載されていませんでした。そして何より、政策保有株の中で大きな割合を占める花王と大和ハウス株をどのように検証したのかについては言及はされておらず、取締役会議事録においては、コーポレートガバナンス・コード原則1-4にある「毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証」がされているとは言えませんでした。

また、今回の閲覧・謄写請求を行う過程において、2015年、2016年、2017年において、コーポレートガバナンス・コード原則1-4（2015年版（改訂前））では、「毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、それを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。」とされているにもかかわらず、2015年から3年にわたって取締役会ではなら議論を行うことなく、さも取締役会において検証を行ったかのように誤認させるような文章をコーポレート・ガバナンス報告書に記載していたことが判明しました。（当然、2015～2017年に該当する取締役会議事録はありませんでした。）当社は取締役会ではない「社内会議」において「保有状況を報告」していた旨主張しましたが、そもそもそのような社内会議の状況を確認できるものは閲覧・謄写ができないのでその存否については第三者からの確認ができない上に、注記を一切つけることなくあたかも当該コードを遵守したかのように、コーポレートガバナンス報告書に記載していることは甚だ不誠実な対応であると言わざるを得ません。

このように、コーポレート・ガバナンスコードを遵守することについて懸念がある当社においては、その保有する花王および大和ハウスの普通株式を全て配当として株主に分配し、花王及び大和ハウスに投資を継続するかどうかの判断は個々の株主に任せることが適当であると考えます。

そこで、2023年3月末時点の花王株231,000株、大和ハウス株182,963株を、2023年12月末時点の当社の発行済株式数（自己株式を除く）1,333,876株で除した数値として、当会社の普通株式1株につき、花王株0.17株（958円相当）、大和ハウス0.13倍（589円相当）の計1,547円相当（2024年3月末時点の株価をもとに計算）の現物配当を行うことを提案するものです。

なお、現物配当を行うのであれば、その売買は個々の株主の判断となるため、当社が昨年の臨時株主総会において懸念していた「所定の期間の株式市況次第で、合理性を欠いた不利な条件を強いられ」ことはなくなることも付言いたします。

【取締役会の意見】

第5号議案に反対いたします。

ア 当社は政策保有株式の保有の適否の検証を適切に実施していること

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として

取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。その保有目的は、取引関係の安定確保とこれによる収益の向上にあります。とりわけ、当社は、商社機能を担う業種の特性として、取引先との良好な取引関係の維持・強化は、中長期的な企業価値向上に向けて、極めて重要な要素であると考えております。

以上のような政策保有株式に関する考えの下、当社取締役会は、当社が保有する取引先の株式について、中長期的な視点から保有の適否を検証し、取引関係の維持・強化や事業発展、ひいては企業価値向上に資すると判断する限り保有するものの、一定の評価条件の下、定期的に定量評価・定性評価を行い、保有意義が希薄になった銘柄については縮減を図ることを基本方針としております。

当社では、取引先との関係性も考慮し、政策保有株式の定量評価・定性評価に関する詳細な開示は控えておりますが、かかる基本方針に基づき、毎年定期的に検証を行っております。その結果、当社が現在保有している政策保有株式につきましても、提案株主が特に指摘する株式を含めて、保有に伴う期待リターン、リスク、資本コスト等を勘案したうえで、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断して保有しているものであり、現物配当を実施する必要性は認められないものと考えております。

イ コーポレートガバナンス報告書の記載は適切であること

提案株主は、当社の2015年から2017年までのコーポレートガバナンス報告書について、株主の皆様へ誤認させるような記載があった旨を主張しておりますが、以下で述べるとおり、当社のコーポレートガバナンス報告書の内容を曲解した主張にほかなりません。

当社は、当該対象期間のコーポレートガバナンス報告書において、当時のコーポレートガバナンス・コード原則1-4に基づき、政策保有の方針として、「取引先の株式は、中長期的な視点から検証し、取引関係の強化や事業発展に資すると判断する限り保有しますが、一定の評価基準の下に、定期的に定量評価・定性評価を行い、保有意義の乏しい銘柄については、適宜、市場動向を見て売却します。」と開示しておりました。その上で、コーポレートガバナンス・コード原則1-4の狙いである、政策保有株式の保有の適否の検証については、取締役会に準じた社内会議の場で適切に実施したうえで、政策保有株式の保有の適否の検証を実施している旨をコーポレートガバナンス報告書に記載していたものに他ならず、当社が、当時のコーポレートガバナンス・コード原則1-4について、政策保有株式の保有の適否の検証を取締役会で実施していないにもかかわらず、取締役会でこれを実施したかのように記載していた事実はありません。

当時のコーポレートガバナンス・コード原則1-4の趣旨は、政策保有についての方針の開示を通じて、社内において政策保有株式の保有についての中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、一定の評価基準に照らして保有の意義、当否を検証させることにありますが、当社は、政策保有株式の保有の合理性の検証等に際して、政策保有株式の発行主体と当社との取引状況や関係性に精通した担当取締役または担当部門の責任者が出席する社内会議において、かかる検証を実施しておりました。このような取締役会以外の会議体での検証を実施する運用は、この当時、他の上場会社のコーポレートガバナンス報告書の公表事例においても多数存在し、当社の運用が特段珍しいものではありませんでした。

以上のとおり、当社が政策保有株式の保有の適否に関する検証について誤認させるよう

な記載をした事実は存在せず、提案株主は2015年から2018年当時の運用状況を精査することなく、自らに都合の良い憶測や批判を主張するものに他なりません。

ウ 現物配当は当社の株主還元方針に沿わないものであること

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実なども勘案して、配当を決定する方針としております。このため、株主の皆様への還元は、政策保有株式の現物配当のような一時的な還元策ではなく、上記配当方針に従い、安定的な配当の維持を基本としつつ、中長期的な利益還元の拡大を目指すことが適切と考えております。

また、今後の当社における株主還元策のあり方を再検討する場合におきましても、近時のさまざまな議論や他社の動向なども参考にしつつ、株主の皆様のご共同の利益を適切に実現するため、中長期的な利益還元の拡大の視点を重視していく所存です。

加えて、現物配当は、現物配当の対象となる株式の保有を望まない株主の皆様にも株式の保有を強制する結果となり、下記エで後述する課税負担等にも鑑みると、株主還元の方法としては極めて不適切なものです。

エ 現物配当は不合理かつ非現実的な提案であること

仮に、本株主提案に従って現物配当を行った場合、現物配当の対象となる株式の時価と簿価との差額につき、当社は課税を受けることとなりますが、かかる課税負担が当社の企業価値及び株主の共同の利益を損なうことは明らかです。

また、当社は、現物配当を行うに際しては、当該現物配当に係る所得税等を源泉徴収する必要がありますが、金銭配当ではないため、当社が現物配当に係る源泉徴収税額を一旦立替払いし、株主の皆様にて当社が立替えた税額相当額を当社に現金でお支払いいただく必要が生じるなど、株主の皆様にご負担をおかけするとともに、当社も通常の金銭配当の場合には必要とならない金銭的・事務的負担を強いられる結果となります。

そのほか、実例に乏しい現物配当を円滑に実施するためには、証券保管振替機構、証券会社、証券代行機関などの多くの関係者様に多大な検討と対応コストを強いることとなり、これらの検討・対応に要する費用について当社が負担を余儀なくされる部分が生じることも想定されます。

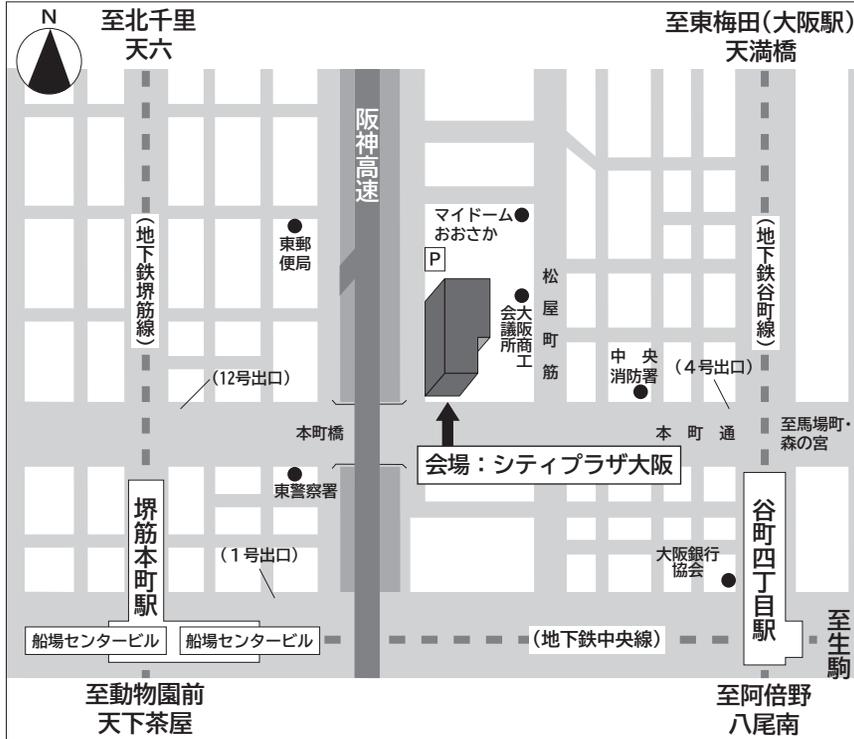
したがって、本株主提案は、上記のような当社の課税負担や現物配当に伴って生じるコスト等を無視した不合理かつ非現実的な提案であると評価せざるを得ません。

以上で述べた理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪 4階「海会場」
電話(06)6947-7888



- ◎ 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 ①番、⑫番出口から徒歩約6分
- ◎ 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ④番出口から徒歩約7分

(お願い) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。